



# 長野県報

10月31日(木)  
令和元年  
(2019年)  
第52号

## 目 次

### 告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	1
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）等変更の届出（会計課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

### 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	3
正誤（人事課）	4
（森林づくり推進課）	4

## 告 示

### 長野県告示第276号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年10月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
長野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 長野県告示第277号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年10月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

森林づくり推進課

**長野県告示第278号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和元年10月28日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和元年10月31日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	あづみ農業協同組合 堀金支所	安曇野市堀金烏川2764-1	安曇野市堀金烏川2764-1 あづみ農業協同組合 堀金支所
旧	あづみ農業協同組合 烏川支所		安曇野市堀金烏川2764-1 あづみ農業協同組合 烏川支所

会計課

**長野県佐久建設事務所告示第4号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年10月31日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小田切臼田停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市下小田切字見次294番の3地先から 佐久市臼田字上梁田2432番の1地先まで	旧	m 6.2~15.0	km 0.9271
		m 15.3~45.2	km 1.4203
同 上	新	15.3~45.2	1.4203

道路管理課

道路管理課

1 道路の種類 県道

2 路線名 長沢田村線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡豊丘村神稲2317番の3地先から 下伊那郡豊丘村神稲2317番の3地先まで	旧	m 7.2~7.8	km 0.0347
同 上	新	m 7.2~11.9	km 0.0347

**長野県飯田建設事務所告示第9号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年10月31日

長野県飯田建設事務所長 丸山義廣

長野県大町建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年10月31日

長野県大町建設事務所長 木下昌明

## 1 道路の種類 一般国道

## 2 路線名 148号

## 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡小谷村大字千国乙10309番の1地先から北安曇郡小谷村大字中小谷丙10410番の3地先まで	旧	m 10.5~23.5	km 0.2571
同上	新	m 10.5~23.5 10.8~41.9	km 0.2571 0.2933

道路管理課

## 長野県北信建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年10月31日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

## 1 路線名 箕作飯山線

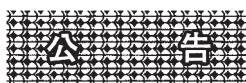
## 2 供用を開始する区間

下高井郡野沢温泉村大字東大滝字尻玉807番の4地先から

下高井郡野沢温泉村大字東大滝字西ノ久保615番の3地先まで

## 3 供用を開始する期日 令和元年10月31日

道路管理課



## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和元年10月31日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による銃砲若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて銃砲又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
12月4日（水）	午後1時から 午後4時まで	松本会場	松本市大字島立1020番地 松本合同庁舎	60名
12月15日（日）	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館	60名

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
銃銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
銃銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、銃銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

## (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課